

2019年度応急手当普及員講習会のご案内



～あなたも、応急手当を指導しませんか？～

応急手当普及員とは？

町内会や各種事業所、サークル等で普通救命講習会等の応急手当に関する指導を行うことを目的とし、横須賀市消防局長の認定する資格です。

自身が所属する、事業所やサークル等で「応急手当を普及する必要があるため指導をしたい」、「応急手当の重要性について知ってもらいたい」、と普及を考えている方を対象としています。

応急手当普及員に認定されると？

横須賀市消防局長の定める基準に基づき、普通救命講習会（Ⅰ・Ⅱ・小児乳児）を自主開催する事ができます。

応急手当普及員が指導を実施した普通救命講習会を受講された方の中で、一定のレベルに達した方へ横須賀市消防局長と応急手当普及員の連名の「普通救命講習修了証」を消防局から発行します。

- ◆ 普通救命講習会Ⅰ（3時間）心肺蘇生法、AEDの取扱い方法、異物除去等の講習
- ◆ 普通救命講習会Ⅱ（4時間）普通救命講習会Ⅰの講習内容＋**実技試験と筆記試験**
- ◆ 普通救命講習会小児・乳児（3時間）普通救命講習会Ⅰの講習内容（対象は小児・乳児）

応急手当の知識と技術の維持のために

応急手当普及員認定者は認定日から、3年で再講習を受講されないと失効となります。

【2019年度応急手当普及員講習会日程表】

開催日時	講習時間	定員	講習場所	募集開始日
5月23日（木） 24日（金） 25日（土）	9時00分～ 17時00分 （8時間×3日）	20名	横須賀市消防局 3階会議室	2019年4月12日
10月23日（水） 24日（木） 25日（金）	9時00分～ 17時00分 （8時間×3日）	20名	横須賀市消防局 3階会議室	2019年9月12日

応急手当をもっと人に広めたいな～
手当できる人が増えれば、
みんなで助け合えるもの！



応急手当普及員講習会講習内容等

・ 応急手当普及員の認定を受ける場合、24 時間（1 日 8 時間× 3 回）の講習内容全てを受講していただき、実技・筆記試験に合格していただくことが必要です。

応急手当普及員講習会の主な講習内容

- ◆ 応急手当普及員の基礎知識（応急手当普及員認定制度について、横須賀・三浦の救急情勢等）
- ◆ 応急手当に必要な基礎医学について
- ◆ 心肺蘇生法、AEDの取扱い方法、その他の応急手当の指導方法
- ◆ 実技試験・筆記試験等

受講のお申込み・受講上の注意事項

受講のお申込み

1：横須賀市コールセンター（受付時間は午前8時～午後8時＜年中無休＞）

TEL：046-822-2500 ※FAXでも受付可能です。FAX：046-822-2539

2：横須賀市ホームページ「ネット申込受付システム」

<https://www.yokosuka-yksk.jp/>

*「ネット申込受付システム」では、申込開始日の午前8時から申込締切日の翌午前0時までお申込みできます。

- ◆ お申込みの際は、氏名・住所・電話番号（日中連絡がつくもの）、年齢が必要となります。
- ◆ 定員となり次第締切りとなります。
- ◆ 講習会のカリキュラムや会場案内等は、受付を締め切り後、皆様へ郵送もしくは電話連絡いたします。

受講上の注意事項

- ◆ 講習会会場は、横須賀市消防局3階第2・第3会議室（横須賀市小川町11番地）となります。
※ 講習会受付は8時45分から9時00分までとなりますので、時間厳守をお願いします。
- ◆ 有料駐車場を使用された場合、駐車場料金は自己負担となります。
- ◆ 中学生以上で、横須賀・三浦市内在住又は在勤（在学）の方が受講対象です。
- ◆ 受講費用は無料ですが、別途講習会テキスト代金 3,672 円が必要です。（改編により値段が変更となる場合もございます。）
- ◆ 受講当日に必要な物は、筆記用具です。※昼食は各自で準備してください。（外食可）
- ◆ 講習会は実技中心となりますので、肌の露出が多い服やスカート等はお控えください。
- ◆ 講習会修了と認められた場合は、応急手当普及員認定証が交付されます。
- ◆ 講習会当日、開催市域において「大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪注意報」が発令されている場合、講習会を中止することがございますので、ご了承ください。

あなたも応急手当の指導者に！

講習会に関するお問い合わせは：救急課 救急指導係（電話 046-821-6507）へ